

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日	不動産番号	4 1 0 2 0 0 0 0 5 4 8 3 1
地図番号	(S 1) 5 5 - 2	筆界特定	余 白		
所 在	由利郡岩城町亀田亀田町字下夕町			余 白	
	由利本荘市岩城亀田亀田町字下夕町			平成 1 7 年 3 月 2 2 日行政区画変更 平成 1 7 年 5 月 2 0 日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2 9 番 2	畑	2 1 1		余 白	
余 白	余 白	2 4 6		③錯誤 国土調査による成果 〔平成 2 年 7 月 3 日〕	
余 白	宅地	2 4 6	0 0	②③平成 4 年 1 1 月 2 5 日地目変更 〔平成 7 年 2 月 2 4 日〕	
余 白	余 白	2 4 8	5 5	③錯誤 〔平成 9 年 1 月 1 7 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	明治 4 4 年 7 月 3 日 第 9 8 1 号	原因 明治 4 4 年 3 月 1 4 日寄付 所有者 秋 田 県 順位 3 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

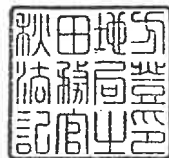
(秋田地方法務局本荘支局管轄)

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

秋田地方法務局

登記官

鈴木 弘 之



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K 7 9 1 9 4 (1 / 1)

1 / 1